

平成25年（2013年）11月 那覇市・南風原町環境
施設組合議会 臨時会

（午前10時00分開会）

○議長（平良仁一）

定刻になりましたので、ただ今から平成25年
（2013年）11月那覇市・南風原町環境施設組合議
会 臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は前回配布したとおりであります。

.....

○議長（平良仁一）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行いま
す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第70条の規
定により、議長において野原嘉孝議員と、多和田
栄子議員を指名いたします。

.....

○議長（平良仁一）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

おはかりいたします。本臨時会の会期は、あら
かじめお手元に配布した会期日程のとおり本日、
11月27日の1日間にいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日11月27日の1日間に決定
いたしました。

.....

○議長（平良仁一）

日程第3、議案第7号 那覇市・南風原町環境
施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正

する条例制定についてを議題といたします。提案
者の説明を求めます。

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

それでは提案理由をご説明申し上げます。

議案第7号 那覇市・南風原町環境施設組合一
般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の
制定について、提案理由をご説明申し上げます。

この案は、事業系一般廃棄物の処理（中間処理
及び最終処分）に係る一般廃棄物処理手数料を10
キログラムまでごとに90円から110円に、家庭系
一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料を
10キログラムまでごとに21円から60円に改定する
ものであります。

事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に
関する法律第3条により、「事業者は自らの責任
において適正に処理しなければならない。」と規
定されております。これは、自らの手による処理
にとどまらず、市町村へ処理を委託することも含
まれており、市町村による一般廃棄物の処理に対
し手数料を負担することで、サービスの提供を受
けることとなります。

現在の一般廃棄物処理手数料は、10キログラム
までごとに90円で、ごみ処理原価266円と比較す
ると大きく乖離しており、受益者負担の考えから
是正する必要があります。

また、家庭系一般廃棄物処理手数料については、
構成市町の有料ごみ袋より割安となっており、自
己搬入件数の増加に伴い、地域住民の生活環境の
悪化が懸念され、受益者負担の公平性及び自己搬
入の抑制を図るためにも是正する必要があります。

なお、本件につきまして、那覇市環境審議会
では、平成25年11月5日、南風原町廃棄物減量等推
進審議会では、平成25年11月13日に構成市町であ
る那覇市長及び南風原町長へ答申がなされており、

その内容としましては、「事業系一般廃棄物処理手数料については、自己処理の原則からごみ処理原価と大きく乖離しないことが望ましく、現在の社会情勢及び地域の経済状況を考え、現行額の2割程度の上げ幅となる10キログラム当たり110円に引き上げる増額改定が必要である。また、家庭系一般廃棄物処理手数料については、受益者負担の公平性及び自己搬入件数の増加に伴う、地域住民の生活環境の悪化等を考慮した自己搬入の抑制を図る観点から、10キログラム当たり60円に引き上げる増額改定が必要である。」となっております。

構成市町においては、答申を踏まえ検討した結果、当組合に対し一般廃棄物処理手数料を改定するよう依頼を行っており、当組合としましては、趣旨を鑑み検討した結果、今回条例の一部を改正するものであります。

また、併せて字句の整備を行います。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（平良仁一）

これより質疑に入ります。質疑につきましては、会議規則第46条の規定により、1人3回までいたします。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って順次発言を許可します。

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

ハイタイ、那覇市議会の多和田栄子です。では発言通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

議案第7号の一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定ということでもあります。

まず1点目、一般廃棄物処理手数料値上げの目的、根拠について問います。それから2番目に手

数料改正の算出はどのようにして割り出されたのか、お伺いいたします。3点目に今回の値上げに対し、一般廃棄物許可業者は事前に知らされていない、それは何故ですか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長

○事務局長（石川清秀）

多和田栄子議員の議案質疑の1点目、一般廃棄物処理手数料値上げの目的、根拠についてお答えいたします。

事業系一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条により、事業者自らの責任において処理することが義務づけられております。

現在の処理手数料は、平成20年4月に料金を改定してから5年が経過しており、10キログラム当たり90円は、ごみ処理原価266円と比較すると大きく乖離していることから、受益者負担の観点から是正する必要があります。

また、処理手数料を改定することにより、ごみの発生抑制や資源化物分別へのインセンティブとなることが考えられ、ごみの減量化が期待されます。

家庭系一般廃棄物については、門口収集が原則となっておりますが、本クリーンセンターへ直接持ち込むと、構成市町の有料ごみ袋より割安となるため、受益者負担の公平性から是正する必要があります。

また、年々自己搬入件数が増加しており、地域住民の生活環境の悪化が懸念されることから、自己搬入の抑制を図るためにも、今回の処理手数料を見直すものであります。

2点目の手数料改定の算出についてお答えいたします。

事業系の処理手数料については、那覇市の環境審議会において、中核市平均の手数を参考に算出された10キログラム当たり140円で諮問されておりましたが、審議の中で事業者及び収集運搬業者等への影響が大きいことや消費税の引き上げが予想されることを考慮し、現行額の2割程度の上げ幅となる110円で決定しております。

また、家庭系の処理手数料については、県内10市を参考に最高額と同額の10キログラム当たり60円としております。

3点目の一般廃棄物許可業者への周知についてお答えいたします。

那覇市に確認したところ、「9月30日に開催した第2回環境審議会での内容をマスコミが報道したことにより、処理手数料の改定を一般廃棄物許可業者が知ることになりました。

しかし、その時点では、環境審議会の答申が出ておらず、那覇市の方針も決定していない状況であったので、当該許可業者への事前周知は行っていません。その後、10月中旬に環境審議会の答申案がまとまったことにより、答申前の10月30日に当該許可業者への事前説明を行った。」との報告を受けております。

○議長（平良仁一）

多和田栄子議員。

○6番（多和田栄子）

値上げの目的・根拠というものは大まかな感じでわかったつもりではおります。3年から4年のスパンで改定があり、今回5年が経過しているとのことですが、値上げによりごみの減量の解消、それからごみの抑制、そういったものが大きなねらいであるというお話しでありました。

しかしながらですね、私当局から今資料を提出していただいて、10市の状況今手元にあります。10市の状況を見てもですね、那覇市が90円に対し

まして、糸満市が60円、浦添市が40円、で沖縄市も40円というごみ手数料になっております。

それからしたら90円でも高いという状況の中で今回さらに110円、20円の値上げとなっております。それは何故でしょうかね。そのことをまず質問をしたいと思います。

それともう一つ続けますけれども、その値上げによってですね、これまでよりも不法投棄、それが増えるのではないのかなということが懸念されます。そのことに対しまして2点質問お願いいたします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

1点目の方、私の方から今の再質疑についてお答えさせていただきたいと思います。

事業系一般廃棄物の基本的な手数料の考え方としては、まずごみは事業者から出るごみには大きく2つあります。

1つは産業廃棄物と今の一般廃棄物ですね、家庭から出るのは一般廃棄物しかありません。事業者はその出てくるごみが、産業廃棄物か一般廃棄物かを自分で区別して処理に出すわけですが、産業廃棄物は民間の処理業者しかありませんので、当然その費用にかかる分をそのまま手数料で払わないといけません。それとまったく同じ考えで一般廃棄物に関してもそれに必要な経費はやっぱり事業者が負担すべきだというのが先ほど廃掃法第3条に規定している事業者が自らの責任において処理しなさいという部分になるかと我々は考えております。ですから今おっしゃるように那覇・南風クリーンセンターにおいてはもう処理原価が266円ということでやっておりますので、できるだけそれに近づけていただけないかというのが、我々組合としての要望でございます。

今回は比較したのが、県内ではなくて那覇市の市議会の方では中核市を中心に比較してですね、向こうの中核市で大体負担していただいているその処理原価の53%が約140円だったということで、審議会には諮問しておりますが、審議会の中ではそれはちょっと余りにも上げ幅が大きいということで、110円、2割程度ということで少し抑えた形での値上げになっております。

ですから今回110円に値上げさせていただくのはなんとか処理原価に少しでも近づけていただきたいという意味では、組合としてお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○6番 (多和田栄子)

不法投棄のことでもう一つありましたよ。

○議長 (平良仁一)

もう一件ありました。比嘉聡クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長 (比嘉 聡)

多和田栄子議員の再質疑、不法投棄対策についてお答えいたします。

那覇市に確認しましたところ、「現在の不法投棄の件数は、前回の処理手数料改定前の平成19年度より、若干減少している。また、不法投棄対策としましては、地域のパトロールや不法投棄に関する看板の設置、不法投棄者が判明した際の排出者への指導等を行っており、併せて不法投棄箇所への花壇設置など美化推進による不法投棄防止対策も行っている。なお、今回の処理手数料改定後も不法投棄が増えないように、パトロール等の対策を引き続き行っていきたい。」との報告を受けております。

○議長 (平良仁一)

多和田栄子議員。

○6番 (多和田栄子)

当局の今お話を聞いて、ある程度ごみの減量化に対する思いというのを分かったような感じがいたします。ですけれども、今回のこの値上げというのがごみの減量化、それに対応していけるのかなというのが少し懸念はありますけれども、私もこの様子を見ていきたいなと思っております。

それと不法投棄の件につきましては、前日も新聞で南風原町での不法投棄の記事が載っていました。そういったことからしまして、パトロール対策を本当に十分にやっていただきたいなということ要望したいと思えます。

それと許可業者、陳情書も出されておりました。値上げ前に話し合いが全くされてないということに対して憤りを感じておりましたので、そういったことも含めまして、今回こういった値上げ等がある場合には、事前にですね、許可業者との話し合い、コミュニケーションを十分取っていただきたい、そのことを要望して終わりたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○議長 (平良仁一)

古堅茂治議員。

○5番 (古堅茂治)

はい、議長。ハイサイ、グスーヨーチューウガナビラ。日本共産党の古堅茂治です。

議案第7号那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例の制定について議案を深める立場から質疑を行います。

政府の2012年経済センサスの経済統計調査によりますと、那覇市の事業者数は19,129箇所、従業員は149,325人、事業所数が全国38位、従業員数は全国49位となっています。

そして当組合へのごみの総搬入量は、前回の10月議会で明らかになったように、2012年度でごみの総搬入量のうち、家庭系ごみが約60,644トンで

61.5%、事業系ごみが約33,841トンで38.5%となります。

そこで13点に渡って質疑いたします。1回目4点伺います。1点目、事業系一般廃棄物の処理原則を伺います。2点目、事業系一般廃棄物の処理手数料を改定する理由を伺います。3点目、事業系一般廃棄物の処理手数料改定の変遷を明らかにしてください。4点目、ごみ処分手数料・原価の比較と割合についてお答えください。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

古堅茂治議員の議案質疑の1点目、事業系一般廃棄物の処理原則についてお答えいたします。

事業系一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、次のように規定されております。

第3条 事業者の責務

第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

第2項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等の際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

第3項 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関

し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

以上でございます。

2点目の事業系一般廃棄物処理手数料の改定理由についてお答えいたします。

現在の処理手数料は、10キログラム当たり90円で、ごみ処理原価266円と比較すると大きく乖離しており、受益者負担の観点からは是正する必要があるため、今回料金を改定することになっております。

また、処理手数料を改定することにより、ごみの発生抑制や資源化物分別へのインセンティブとなることが考えられ、ごみの減量化が期待されます。

なお、改定額については、那覇市の環境審議会において、中核市平均の手数を参考に算出された10キログラム当たり140円で諮問されておりましたが、審議の中で事業者及び収集運搬業者等への影響が大きいことや消費税の引き上げが予想されることを考慮し、現行額の2割程度の上げ幅となる110円で決定しております。

3点目の事業系一般廃棄物処理手数料改定の変遷についてお答えいたします。

平成9年4月に従来への搬入車両1台当たり最大積載量ごとの料金体系から、10キログラム当たり20円（消費税抜き）に改定しており、その後平成13年4月に10キログラム当たり40円（消費税抜き）、平成16年4月に10キログラム当たり63円（消費税込み）、平成20年4月に10キログラム当たり90円（消費税込み）へと改定しております。

4点目のごみ処分手数料・原価の比較と割合についてお答えいたします。

本組合における現在の事業系処理手数料は、10キログラム当たり90円で、ごみ処理原価266円の約34パーセントとなっております。

また、那覇市の資料によりますと、那覇市同分類市平均では、処理手数料が10キログラム当たり168円で、ごみ処理原価268円の約63パーセントとなっております。

中核市の平均では、処理手数料が10キログラム当たり110円で、ごみ処理原価209円の約53パーセントとなっております。

沖縄県内市の平均では、処理手数料が10キログラム当たり51円で、ごみ処理原価164円の約31パーセントとなっております。

全調査団体の平均では、処理手数料が10キログラム当たり110円で、ごみ処理原価206円の約53パーセントとなっております。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

引き続き2回目の質疑を行います。

5点目、家庭系ごみの自己搬入処理手数料の引き上げ理由を問うものです。

6点目、県内11市の家庭系ごみの自己搬入の有無、手数料について明らかにしてください。

7点目、家庭系ごみの自己搬入の状況はどうなっていますか。

8点目、今回の処理手数料改定による費用負担増を明らかにしてください。

○議長（平良仁一）

山里実クリーンセンター副参事。

○クリーンセンター副参事（山里実）

古堅茂治議員の議案質疑の5点目、家庭系ごみの自己搬入処理手数料の引き上げ理由についてお答えいたします。

家庭系一般廃棄物は、門口収集が原則となっておりますが、本クリーンセンターへ持ち込むと、構成市町の有料ごみ袋より割安となるため、受益者負担の公平性からは是正する必要があります。

また、年々自己搬入件数が増加しており、地域住民の生活環境の悪化が懸念されることから、自己搬入の抑制を図るためにも、今回処理手数料を改定することとなっております。

6点目の県内11市の家庭系ごみ自己搬入の有無及び手数料についてお答えいたします。

那覇市の資料によりますと、県内では浦添市を除く10市において、家庭系ごみの自己搬入が認められております。

また、手数料については、10キログラム当たり20円が1市、21円が1市、40円が1市、60円が3市となっており、指定ごみ袋のみでの搬入が4市となっております。

7点目の家庭系ごみ自己搬入の状況についてお答えいたします。

平成24年度に本クリーンセンターへ自己搬入された家庭系ごみは、24,813件で総搬入量は約1,618トンとなっております。

平成18年度の供用開始時と比較すると、件数では当時の7,022件に対し3.5倍、総搬入量では当時の約623トンに対し2.6倍の増加となっております。

8点目の今回の処理手数料改定による費用負担増についてお答えいたします。

那覇市に確認したところ、「平成23年度に一般廃棄物許可業者が本クリーンセンターへ搬入した事業系ごみは、約32,858トンで、これを本許可業者が契約する事業所件数2,878件で割ると、年間の平均ごみ量は約11,417キログラムとなり、10キログラム当たり20円の処理手数料を加算すると、1事業所当たり年間で約2万3千円の負担増となる。」とのことでした。

また、家庭系ごみについては、平成24年度に本クリーンセンターへ自己搬入された約1,618トンを搬入件数24,813件で割ると、年間の平均ごみ量は約65キログラムとなり、10キログラム当たり39円

の処理手数料を加算すると、自己搬入1件当たり年間で約254円の負担増となります。

○議長（平良仁一）

古堅茂治議員。

○5番（古堅茂治）

最後の質疑を行います。引越などの大量のごみが出ることから、家庭系ごみの自己搬入は必要です。その安全確保には細心の注意を払って欲しいと思います。

それでは9点目、前回の処理手数料改訂時の処理原価10kg 207円が266円、59円高くなったのは何故ですか。

10点目、事業系一般廃棄物の処理を許可業者に収集、運搬、処理を委託している事業者、通り会、公設市場などの処理手数料改定に対する意見を伺います。

11点目、事業系一般廃棄物を収集し、焼却場に運搬する収集運搬許可業者の処理手数料改定への意見を伺います。

12点目、事業系一般廃棄物を排出し、許可業者に収集・運搬・処理を委託している事業者は許可業者に収集、運搬料金に処理手数料金をプラスして支払っています。処理手数料金が改定で事業者はどう影響を受けますか。

最後13点目、処理手数料改定に当たって収集・運搬許可業者は収集、運搬料金に転嫁できないのではないかと懸念を持っています。この許可業者の懸念を解消するためにも、今回の処理料金改定に当たって、市民、事業者へごみの現状、事業系一般廃棄物の処理に当たっての事業者の責務、事業系一般廃棄物の処理と手数料の流れ、事業系ごみの減量とリサイクルの促進などについて、周知徹底を図り、収集・運搬許可業者が安定的に経営できる適正な収集、運搬料金が確保出来るよう

に、本体の那覇市、南風原町の担当部局に対策を求めるべきではありませんか。

最後に要望を申し上げます。市民、事業者、運搬収集の許可業者が理解と協力、ごみの減量とリサイクルの促進が効果的に図れるよう、更なる施策展開を求めて質疑を終わります。

○議長（平良仁一）

比嘉聡クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（比嘉聡）

古堅茂治議員の議案質疑の9点目、ごみ処理原価が前回の207円から、今回の266円へと59円高くなった理由についてお答えいたします。

本クリーンセンターは、平成18年度に供用開始しておりますが、2年間の保証期間中はメーカーの負担により、設備機器のメンテナンス及び修繕等を実施していたため、ごみ処理原価の算定に修繕費等は含まれておりませんでした。

その後保証期間が終了し、平成20年度以降本組合において設備機器のメンテナンス及び修繕等を実施しており、当該修繕費等の負担増に伴う、今回ごみ処理原価の59円増となっております。

10点目の排出事業者からの処理手数料改定に関する意見についてお答えいたします。

那覇市に確認しましたところ、「10月10日に通り会などにより結成された、那覇市中心商店街連合会と意見交換会を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業者責務についてはご理解をいただき、その際に次年度の消費税増税と時期が重なること、一般廃棄物許可業者の処理料金設定の不透明さによる不安感があるとの意見がありました。また、那覇市から、ごみの分別及び生ごみ等の水切りを徹底することにより、ごみが削減され、処理手数料を抑えられることを説明し、併せて許可業者には契約の際に、契約内容の内訳を

説明するよう指導することを伝えた。」との報告を受けております。

11点目の一般廃棄物許可業者からの処理手数料改定に関する意見についてお答えいたします。

那覇市に確認しましたところ、「10月30日に行った許可業者への説明会及び那覇清掃事業協同組合からの要請書において、消費税増税の時期と重なり事業者の理解が得られにくいのではないかと、事業者に料金値上げ分を転嫁できないのではないかと、ごみ処理原価が増加しているのは組合のコスト削減の努力が足りないのではないかと、などの意見があった。」との報告を受けております。

12点目の処理手数料改定に伴う事業者への影響についてお答えいたします。

今回の改定は、排出事業者における一般廃棄物の処理に係る経費のうち処理手数料が対象となりますので、当該料金の約2割程度が排出事業者の負担増になります。

13点目の処理手数料改定に伴う排出事業者への周知及び一般廃棄物許可業者の安定経営に係る施策の実施を構成市町へ要望することについてお答えいたします。

構成市町である那覇市及び南風原町へ確認しましたところ、「手数料条例改正後、市内、町内の事業者へ文書を郵送するとともに、一般廃棄物許可業者を通して契約事業者へパンフレット等を配付し、併せて広報誌、ホームページを活用することにより周知を図る。また、許可業者に対しては、排出事業者との契約の際に、一般廃棄物の処理に係る経費について、収集運搬料と処理手数料を分けて明示すること、ごみの分別及び減量化を図ることにより、処理手数料は減額できる旨の説明を行うよう指導している。」との報告を受けております。

本組合としましては、那覇市及び南風原町に対し、排出事業者への処理手数料改定に係る周知を徹底するよう要望したいと考えております。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

ハイサイ。おはようございます。那覇市の野原嘉孝です。

さきに立たれたお二人の件とも若干被さる質疑もあると思うのですがご了承いただきたいと思えます。

それでは議案第7号、那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について質疑をさせていただきます。

今回の改正はごみの処理手数料を値上げをする議案となっておりますので、次の点をしっかりと確認をさせていただきたいと思えます。

まず1点目、ごみ処理原価10キログラムあたり266円としている算出根拠。

2点目、ごみ処理原価のこれまでの変動状況とその変動の理由についてお伺いします。

3点目、ごみ処理原価を更に引き下げることが可能かどうか、お伺いいたします。

4点目、家庭系ごみと事業系ごみ手数料設定の違いの理由、これをお伺いします。

5点目、事業系ごみの自己搬入量は毎年大きな変動は見られませんが、家庭系ごみの搬入が年々増加して来ている要因はなにか。前に頂いた資料で、家庭系ごみが年々ずっと右肩上がりに上がってきていると、この要因をお伺いいたします。

以上よろしくお願ひします。

○議長（平良仁一）

石川清秀事務局長。

○事務局長（石川清秀）

野原嘉孝議員の議案質疑の1点目、ごみ処理原価10キログラム当たり266円の算出根拠についてお答えいたします。

ごみ処理原価の計算は、環境省による一般廃棄物会計基準を基に算定しており、平成23年度の本組合ごみ処理経費（人件費、物件費、減価償却費、償還金利子の合計）25億2,087万8,072円に対し、資源化物を除くごみの年間処理量 94,519トンで除した額、10キログラム当たり266円となっております。

2点目のごみ処理原価の変動状況とその理由についてお答えいたします。

直近3年間のごみ処理原価を比較すると、平成21年度は10キログラム当たり254円、22年度は242円、23年度は266円となっております。

当該原価の変動は、主にその年度における修繕費等の増減とごみ処理量によるもので、平成22年度においては、前年度よりごみ処理量が約4,000トン多いことに伴い、ごみ処理原価が12円安くなっております。

3点目のごみ処理原価を引き下げることについてお答えいたします。

本組合のごみ処理経費は、施設の運転管理に係る経費（管理運営委託、機器の修繕、薬剤・消耗品の購入等）が多くを占めます。当該経費については、本クリーンセンターの安全・安定的な施設運営を図るため、必要な予算を確保し、適正に執行したいと考えております。

なお、本組合においては、修繕費等の圧縮を図るため、プラントメーカーからの分離分割発注を実施しております。

平成18年度の供用開始から今年度まで16件の工事について実施しており、約2,450万円の節減効果があるものと考えております。

4点目の家庭系ごみと事業系ごみの手数料設定の違いについてお答えいたします。

家庭系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条及び第6条の2の規定により、市町村の責任において処理することが義務づけられております。その一方で那覇市及び南風原町においては、ごみ減量化の推進を図る目的で、ごみ袋の有料化を実施しており、処理手数料は当該ごみ袋の料金と乖離しないように設定する必要があります。

また、事業系ごみは、同法第3条の規定により、事業者自らの責任において処理することが義務づけられており、処理手数料はなるべくごみ処理原価に近づける必要があると考えております。

したがいまして、家庭系ごみと事業系ごみの手数料設定については、違いが生じることとなります。

5点目の家庭系ごみの自己搬入量が年々増加してきている要因についてお答えいたします。

家庭系ごみは、門口収集が原則となっておりますが、本クリーンセンターへ直接持ち込むと、構成市町の有料ごみ袋より割安となるため、年々自己搬入量が増加しているものと考えております。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

はい、2回目の質問でございます。

今回処理手数料を値上げするに当たり、自己搬入の抑制を図る必要との理由があげられております。このことによって先ほど多和田議員からもありましたけれども、不法投棄の発生が懸念されますけれども、その対応と見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平良仁一）

比嘉聡クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（比嘉聡）

野原嘉孝議員の再質疑、不法投棄対策についてお答えいたします。

那覇市に確認しましたところ、「現在の不法投棄の件数は、前回の処理手数料改定前の平成19年度より、若干減少している。また、不法投棄対策としては、地域のパトロールや不法投棄に関する看板の設置、不法投棄者が判明した際の排出者への指導等を行っており、併せて不法投棄箇所への花壇設置など美化推進による不法投棄防止対策も行っている。なお、今回の処理手数料改定後も不法投棄が増えないように、パトロール等の対策を引き続き行っていきたい。」との報告を受けております。

本組合としましては、前回の処理手数料改定時において、不法投棄が増加していないことから、構成市町の不法投棄対策がしっかりなされているものと認識しております。

○議長（平良仁一）

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

最後の質疑でございます。手数料値上げの告知は丁寧に取り組まないといけないとこのように思っておりますけれども、周知の方法について最後お伺いいたします。

○議長（平良仁一）

比嘉聡クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（比嘉聡）

野原嘉孝議員の再質疑、周知方法についてお答えいたします。

構成市町である那覇市及び南風原町へ確認しましたところ、「手数料条例改正後、市内、町内の事業者へ文書を郵送するとともに、一般廃棄物許可業者を通して契約事業者へパンフレット等を配付し、併せて広報誌、ホームページを活用するこ

とにより周知を図る。」との報告を受けております。

○議長（平良仁一）

他に質疑は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第7号 那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

////////////////////////////////////

○議長（平良仁一）

日程第4、議案第8号 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城 充）

それでは提案理由をご説明申し上げます。

議案第8号 那覇市・南風原町環境施設組合の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本組合職員の給与体系は、それぞれの出向元の給与を準用していることから、平成25年3月に制

定された「那覇市職員の給与に関する条例の一部改正」に伴い本条例に条（項）ずれが生じていたことから整備を行い、併せて字句の整理を行うため、この案を提出するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号 那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平良仁一）

日程第5、議案第9号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城充）

議案第9号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条に基づく前年度決算剰余金の処分及び当初予算編成後の新たな状況の変化により補正の必要が生じたので、歳入歳出予算をそれぞれ4,671万5千円増額補正するものであります。

補正後の一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ30億4,786万5千円となります。

まず、歳入予算の概要をご説明申し上げます。

第1款 分担金及び負担金は、4,522万4千円の減額補正で、前年度繰越金の増額補正等に伴う那覇市及び南風原町の拠出する負担金の減額であります。

第5款 繰越金は、9,193万9千円の増額補正で、前年度繰越金の合計は、9,194万円になります。

次に、歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

第2款 総務費は、4,614万7千円の増額補正で、一般管理費は、普通充電器工事請負費14万7千円の増、財政調整基金積立金4,600万円の増によるものであります。

第3款 衛生費は、56万8千円の増額補正で、清掃総務費における職員手当の内、住居手当56万8千円の増によるものであります。

以上が、議案第9号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、通告書に従って発言を許可します。

野原嘉孝議員。

○3番（野原嘉孝）

議案第9号平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算第2号について質疑をさせていただきます。

第3款衛生費56万8千円の補正増で、清掃総務費における職務手当のうちの住居手当というふうになっておりますけれども、何故当初予算ではなく補正での計上となったのか教えていただきたいと思えます。

○議長（平良仁一）

前城充総務企画課長。

○総務企画課長（前城充）

野原嘉孝議員のご質問、清掃総務費における職員手当の住居手当が何故、当初予算ではなく補正となったか、についてお答えいたします。

当初予算における職員手当の積算につきましては、前年度の在籍職員による見込みで計上いたします。平成25年度の予算編成におきましても、清掃総務費の住居手当に係る予算は平成24年度の在籍職員で算定いたしましたが、4月の人事異動で借家に係る職員が5人から8人へと、3人増加したことにより、予算に不足が生じたため、今回の補正となりました。

○議長（平良仁一）

他に質疑は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

討論なしと認め、これを終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号 平成25年度那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

////////////////////////////////////

○議長（平良仁一）

日程第6、報告第4号 専決処分の報告（工事請負契約の変更）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

比嘉聡クリーンセンター所長。

○クリーンセンター所長（比嘉聡）

報告第4号 専決処分の報告について、報告理由をご説明申し上げます。

本件は、平成25年8月1日に那覇市・南風原町環境施設組合議会で議決された議案第6号、定期点検補修工事に係る工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、設計変更に伴う工事請負変更契約の専決処分を行ったものでございます。

設計変更の主な内容といたしましては、2号ごみクレーンの構成部品である巻上ブレーキが故障したため追加補修等を行ったものであります。

変更前の金額は3億8千325万円で、変更後の金額は3億9千222万7千500円となり、897万7千500円の増額となります。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成18年2月15日議会で議決された「那覇市・南風原町環境施設組合管理者の専決事項の指定について」により指定された「契約金額の100分の5以内で、1,000万円以下の契約価格の変更」の事項に関し、平成25年11月7日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

○議長（平良仁一）

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号 専決処分の報告（工事請負契約の変更）についてを終了させていただきます。

.....

○議長（平良仁一）

日程第7、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配りいたしましたとおり派遣することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、おはかりいたします。

本臨時会において議決されました議案については、会議規則第37条の規定により、その条項・字句・数字その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、平成25年（2013年）11月那覇市・南風原町環境施設組合議会臨時会を閉会いたします。

（お疲れさまでした。）

上記のとおり議事録を調整し、署名する。

平成25年11月27日

議長

署名議員

署名議員

（午前10時53分 閉会）